

福島県地球温暖化対策推進計画(素案)に関する委員意見と対応について

番号	委員名 (担当分野) ※50音順敬称略	次期計画(素案)に関する意見				対応		
		該当ページ、 行数	次期計画(素案)の本文	意見	意見の理由	内容	計画(案)における ページ番号	担当課室
1	荒川市郎(農業)	p4の図		「計画の位置づけ」の図がわかりにくい(上位計画との関係と他の計画の一部や共有が理解しにくい)。		御意見を踏まえ、「福島県地球温暖化対策推進計画」の字体を他より大きくし、色づけすることで、当該計画を目立たせるように修正いたします。	4	環境共生課
2	荒川市郎(農業)	p4、、22行	本計画において排出量削減の対象となる地域は県内全域です。	「計画の対象等」単なる温室効果ガスの削減のための計画と誤解されないよう、 適応策にも触れる。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 本計画において、温室効果ガスの排出量削減及び 気候変動への適応策を実施する 地域は県内全域です。	4	環境共生課
3	荒川市郎(農業)	p72、17～24行	<適応策の方向性> 近年の温暖化により、これまでにない影響が生じることが懸念され、農林水産分野では、本計画に先行し、東日本大震災の発生前に気候変動による影響の予測を行い、予測に基づく研究の実施や、研究結果に基づく対策・技術指導等を進めてきました。また、国や関係団体と連携した情報収集に努めています。東北地方は気候変動によるマイナス面の影響は小さいと言われていますが、地域や、品種により影響は異なることから、今後も気候変動と農産物の生育に関する情報を収集し、その情報を現場に伝えるとともに、関係者が一体となって生産基盤の整備と技術の研究開発、普及に取り組めます。	これまでに経験したことのない気象変動が予想され、過去の経験則を元にした対応技術では不十分と予想されることから、 適応策に品種改良や技術開発だけでなく、気象の変化や農作物の生育・対応技術のモデリング、情報収集・発信技術体制を強化 することを加えたい。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 <適応策の方向性> 近年の温暖化により、農林水産分野では、これまでにない影響が生じることが懸念されるため、本計画に先行し、気候変動による影響の予測を行い、国や関係団体と連携して情報収集に努めながら、予測に基づく研究の実施や、研究結果に基づく対策・技術指導等を進めてきました。 引き続き、 農林水産業への大きな影響を与える気候変動が起こることも想定し、情報収集を行うとともに、それを踏まえた様々な気象リスクに対応する生産基盤の整備、栽培や飼養管理に係る技術の研究開発、普及に関係者一体となって取り組みます。	80	農林企画課、農業振興課
4	五十畑昌之(民生業務)	p42、3行		次の項目を追加できないか。 ③ 中小・小規模企業のCO₂削減、省エネルギーの推進 中小・小規模企業の省エネの見える化を推進しCO ₂ 削減の取り組みへの意識改革に繋げる。	産業・民生業務という分類だけでなく 中小・小規模企業が埋没してしまい温暖化対策への意識が広まらないと考えるため。	県では、県内の中小企業等の皆様を対象に省エネ設備の更新等に係る補助(福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金)を実施しています。本事業では、事前に、更新による省エネ効果の高い設備を診断することにより、設備更新による省エネ量が具体的に分かります。 本事業は、 産業・民生業務部門に関する施策に該当するため、当該部門への施策に追記すること といたします。	40	環境共生課
5	川越清樹(水資源)	p72、9行	気候変動に伴い水害の発生確率が高まっていることから、企業に対し事業継続計画の策定を県内5団体と協働で支援し、災害に強い県を目指します。(※経営金融課)	(以下、修正案文) 気候変動に伴い水害の発生確率が高まっていることから、被災リスクを最小限に抑制させる適応策を推進し、災害に強い県を目指します。なお、現象をとどめるための適応策の他、激甚化する水害から人的被害を防ぐために、災害発生の際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を行います。また、企業に対し事業継続計画の策定を県内5団体と協働で支援する取り組みを行います。		御意見をいただいた箇所は企業に対する取組の記載であることから、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。 なお、御意見にある「(水害の)被災リスクを最小限に抑制させる適応策」については、河川の流域治水に関係すると思料いたしますので、通し番号No12の対応案において記載いたします。		経営金融課
6	川越清樹(水資源)	p73、24行	高温による障害の少ない品種の選定や開発、高温による障害を受けにくい施肥管理や水管理等の技術開発に取り組めます。	(以下、修正案文) 試験研究や技術実証等、先端的研究成果を踏まえて、新たに 実用化された生産技術を活用し、気象リスクに強い水稲栽培、水稲管理を推進 します。高温による障害の少ない品種の選定や開発、高温による障害を受けにくい施肥管理や水管理等の技術開発に取り組めます。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 試験研究や技術実証等、最新の技術情報を踏まえ、新たに実用化された生産技術等も積極的に活用しながら、気象リスクに強い水稲の栽培管理技術を推進 します。 また、高温による障害の少ない品種の選定や開発、高温による障害を受けにくい施肥管理や水管理等、気象リスクに対応する技術開発に取り組めます。	81	農業振興課

番号	委員名 (担当分野) ※50音順敬称略	次期計画(素案)に関する意見				対応		
		該当ページ、 行数	次期計画(素案)の本文	意見	意見の理由	内容	計画(案)における ページ番号	担当課室
7	川越清樹(水資源)	p73, 38行	高温下でも栽培可能な品種の選定や、高温環境を改善するミスト冷房、遮光資材の活用による品質低下を抑制する技術開発と普及に取り組みます。施設園芸での遮光資材、循環扇等の高温対策を推進するとともに、試験研究や技術実証等の成果を踏まえ、新たに実用化された生産技術の活用を推進し、気象リスクに強い産地づくりを進めます。	(以下、修正案文) 試験研究や技術実証等、先端の研究成果を踏まえて、新たに実用化された生産技術を活用し、気象リスクに強い産地づくりを推進します。高温下でも栽培可能な品種の選定や、高温環境を改善するミスト冷房、遮光資材の活用による品質低下を抑制する技術開発と普及に取り組みます。施設園芸での遮光資材、循環扇等の高温対策に取り組みます。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 施設園芸での遮光資材、循環扇等の高温対策を推進するとともに、試験研究や技術実証等、最新の技術情報を踏まえ、新たに実用化された生産技術等も積極的に活用しながら、気象リスクに強い産地づくりを進めます。 また、高温下でも栽培可能な品種の選定や、ミスト冷房を活用した高温環境改善技術等、気象リスクに対応する技術開発と普及に取り組みます。	82	農業振興課、園芸課
8	川越清樹(水資源)	p75, 1行	高温下でも着色の良い品種や系統の導入など、高品質果実の生産を推進するとともに、高温による生育障害の対策技術の開発に重点的に取り組みます。収穫時期の異なる品種の導入による品種構成の分散化など、試験研究や技術実証等の成果を踏まえ、新たに実用化された生産技術の活用を推進し、気象リスクに強い産地づくりを進めます。	(以下、修正案文) 収穫時期の異なる品種の導入による品種構成の分散化など、試験研究や技術実証等の成果を踏まえ、新たに実用化された生産技術の活用を推進し、気象リスクに強い産地づくりを進めます。高温下でも着色の良い品種や系統の導入など、高品質果実の生産を推進するとともに、高温による生育障害の対策技術の開発に重点的に取り組みます。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 収穫時期の異なる品種の導入による品種構成の分散化など、試験研究や技術実証等の成果を踏まえ、新たに実用化された生産技術の活用等も積極的に活用しながら、気象リスクに強い産地づくりを進めます。 また、高温下でも着色の良い品種や系統の導入など、高品質果実の生産を推進するとともに、高温による生育障害の対策技術の開発に重点的に取り組むなど、気象リスクに対応する技術開発と普及に取り組みます。	83	農業振興課、園芸課
9	川越清樹(水資源)	p78, 5行	河川、湖沼などの公共用水域の水質について、引き続き、地球温暖化の影響を受けるとされる項目(水温のほか、全りんやクロロフィルa)についても常時監視を行います。	(以下、修正案文) 水環境の変化は気候変動による影響だけではなく、周辺環境の変化に応じて、相乗的に影響リスクが肥大化する場合も想定されます。したがって、現在も取り組まれている河川、湖沼などの公共用水域の水質のモニタリングを引き続き継続するとともに、特に地球温暖化の影響を受けるとされる項目(水温のほか、全りんやクロロフィルa)についても常時監視を行います。また、定点での専門的な水質指標だけではなく、親水活動も促進し、全県の隈ない水環境変化を捉えるための水環境の情報取得を進めるとともに、水環境保全活動を通じた県民の環境意識の向上を図ります。なお、水質に異常が観測された場合には、迅速に原因究明を行い、水環境変化要因を改善する対応を措置することに努めます。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。なお、親水活動や水環境保全活動を通じた県民の環境意識の向上につきましては、第4章(緩和策)の「視点5 未来のための環境・エネルギー教育」において記載しております。 水環境の変化は気候変動による影響だけではなく、周辺環境の変化に応じて、相乗的に影響リスクが肥大化する場合も想定されます。したがって、現在行っている河川、湖沼などの公共用水域の水質の常時監視(地球温暖化の影響を受けるとされる水温、全りんやクロロフィルaを含む)を継続します。 なお、水質が環境基準を達成しなかった場合、原因究明に努めるとともに、達成に向けた対策を検討します。	87	水・大気環境課
10	川越清樹(水資源)	p78, 21行	主要農業用ダムの貯水率をホームページで随時公表するなど、渇水のおそれがある場合は、関係機関と情報共有を密にし、必要な対策を実施できるよう努めます。	(以下、修正案文) 河川水位(流量)や主要農業用ダムの貯水率などの地表水の変動情報をホームページで随時公表し、幅広い県民へ情報共有を進めます。渇水の恐れがある場合には、関係機関と動向予測の情報を密に共有し、応急的に必要な対策を迅速に実施できるように努めます。また、気候変動に対して恒常的に渇水が認められる地域が存在する場合には、水資源を確保するための対応を措置することに努めます。		河川水位(流量)についてはホームページ上で随時公表しておりませんが、御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 主要農業用ダムの貯水率などの地表水の変動情報をホームページで随時公表し、幅広い県民へ情報共有を進めます。渇水の恐れがある場合には、関係機関と動向予測の情報を密に共有し、応急的に必要な対策を迅速に実施できるように努めます。 また、気候変動に対して恒常的に渇水が認められる地域が存在する場合には、水資源を確保するための対応に努めます。	88	農地管理課、河川整備課

番号	委員名 (担当分野) ※50音順敬称略	次期計画(素案)に関する意見				対応		
		該当ページ、 行数	次期計画(素案)の本文	意見	意見の理由	内容	計画(案)における ページ番号	担当課室
11	川越清樹(水資源)	p80, 6行	気候変動に伴い頻発・激甚化する自然災害に備え、災害が発生した際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ確かな初動対応を行います。そのために防災拠点施設である危機管理センター及び合同庁舎等の防災拠点施設としての機能の維持に取り組みます。 また危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、県民の危機管理意識の向上を図るとともに、水害・土砂災害から自分と大切な人の命を守るために県民が平時から適切な避難行動を考える「マイ避難」の取組を推進します。	(以下、修正案文) 気候変動に伴い頻発・激甚化する自然災害に備え、被災リスクを最小限に抑制させる適応策を事前に講じていくことを推進し、災害に強い県に向けた整備を進めていくことに努めます。なお、リスクを最小限にする適応策は、従来に促進されてきたグレーインフラによる整備だけにとどまりません。地域におけるあらゆる関係者と協働した災害リスクを最小限にする取組を推進させます。また、被災リスクの高い地域は、早期の地域への情報共有を図るとともに、リスク回避する適応策を講じることも推進させます。また、人的被害を防ぐため、災害が発生した際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ確かな初動対応を行います。そのために防災拠点施設である危機管理センター及び合同庁舎等の防災拠点施設としての機能の維持に取り組みます。 また、事前のリスク軽減を図るため、危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、県民の危機管理意識の向上を図ることを推進します。水害・土砂災害から自分と大切な人の命を守るために県民が平時から適切な避難行動を考える「マイ避難」の取組を推進します。また、被災リスクの高い地域は、早期の地域への情報共有を図るとともに、リスク回避する適応策を講じることも推進させます。		<p>・御意見のうち左記太字部分につきましては、河川の流域治水に関する内容であると思料いたしますので、通し番号No12の対応案において記載いたします。</p> <p>・本項目は複合的な災害影響に関する適応策であることから、御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>気候変動に伴い頻発・激甚化する自然災害に備え、危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、県民の危機管理意識の向上を図るとともに、水害・土砂災害から自分と大切な人の命を守るために県民が平時から適切な避難行動を考える「マイ避難」の取組を推進します。 また、災害が発生した際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ確かな初動対応を実施するため、防災拠点施設である危機管理センター及び合同庁舎等の防災拠点施設としての機能の維持に取り組みます。</p>	90	危機管理課
12	川越清樹(水資源)	p79, 36行 ~	<適応策の方向性> 気候変動の影響による頻発化・激甚化する自然災害の対策は急務となっており、本県では県土の広範囲に甚大な影響を与えた令和元年東日本台風等を踏まえ、様々な主体がハード・ソフトの両面で流域全体での総合的な防災・減災対策を実施していきます。	第2回検討会(R3.10.18開催)で以下の御意見を頂いた。 (自然災害に対して住宅移転や土地利用の在り方、流域治水等) ~~~~~ 自然災害・沿岸域の分野についてですが、「1 複合的な災害影響」のところで情報の発信に重きを置いているように見えます。確かに、災害発生時に正確な情報収集や情報発信は重要ですが、正直に言って、令和元年東日本台風の被害を反映しているのかと疑問に思いました。この台風で、県内で39人の方が亡くなっていることを考えれば、 本当は適応策として住宅の移転や土地利用の変更を強調したいところ です。現在の取組だけではなく、 プラスアルファの部分を書いてほしい と思いました。これについては、82ページの「4 山地 (1)土石流・地すべり等」も同様で、「 荒廃危険地等の復旧整備を進める 」とありますが、 災害が起きる前に整備を進めることが重要 です。国土の強靱化に取り組むのであれば、そのような姿勢が分かる文章にしてほしいと思います。 流域治水の考え方については、国も取り組んでいるのでもう少し追記したいのですが、流域一帯でのハード対策のほか、流域のあらゆる関係者が協働して対策をとることが大事な考え方になります。 流域治水は土木分野だけでなく、林業や農業分野も取り組むこととなりますので、「 あらゆる関係者が協働する 」というキーワードを入れてほしいと思います。		<p>御意見を踏まえ、「IV 自然災害・沿岸域」の「適応策の方向性」を以下のとおり修正いたします。</p> <p><適応策の方向性> 気候変動の影響による頻発化・激甚化する自然災害の対策は急務となっており、本県では県土の広範囲に甚大な影響を与えた令和元年東日本台風等を踏まえ、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を進め、ハード・ソフトが一体となった総合的かつ多層的な水災害対策を実施していきます。</p>	90	河川計画課 都市計画課

番号	委員名 (担当分野) ※50音順敬称略	次期計画(素案)に関する意見				対応		
		該当ページ、 行数	次期計画(素案)の本文	意見	意見の理由	内容	計画(案)における ページ番号	担当課室
13	川越清樹(水資源)	p80, 26行	<p>新たな観測結果による河川整備計画等の点検・見直しを行いながら、河川堤防の整備を着実に実施します。また、令和元年東日本台風を踏まえ、様々な主体がハード・ソフトの両面で流域全体での総合的な防災減災対策を実施していきます。</p> <p>最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域の見直しや水災害情報図の作成等および防災セミナーの実施により、県民の危機管理意識の向上を図ります。</p> <p>河川に整備された雨量及び水位等のテレメータシステム、河川情報提供システム等の維持管理を行います。また、ライブカメラにより河川・海岸のリアルタイム映像を公開し、県民の避難や防災意識に役立てます。(※河川計画課、河川整備課)</p> <p>十全な洪水調節機能の発揮を図るため、ダム管理設備の改修や排砂工を行い、河川の洪水による農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止します。(※農村基盤整備課)</p>	<p>(以下、修正案文)</p> <p>最新の観測結果を取得できる技術を活用し、河川整備計画等の点検・見直しを行いながら、河川堤防の整備を着実に実施します。また、令和元年東日本台風を踏まえ、様々な主体がハード・ソフトの両面で、流域の関係者が協働することにより流域全体で治水を進めることのできる総合的な防災減災対策を実施していきます。</p> <p>最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域の見直しや水災害情報図の作成等および防災セミナーの実施により、県民の危機管理意識の向上を図ります。河川に整備された雨量及び水位等のテレメータシステム、河川情報提供システム等やライブカメラにより河川・海岸のリアルタイム映像等の維持管理を行い、流域のあらゆる県民が精緻な情報を共有することで被害を最小限にとどめることのできるモニタリング基盤体制を整備します。</p> <p>十全な洪水調節機能の発揮を図るため、貯水施設管理設備の改修や排砂工を行い、河川の洪水による人的被害や資産、農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止します。</p>		<p>御意見のうち、「最新の観測結果を取得できる技術を活用」につきましては、県で実施していない内容であること、「リアルタイム映像等の維持管理」及び「モニタリング基盤体制を整備」につきましては、素案の表現が県民にとって分かりやすいことから、御意見を踏まえ、下記のとおり一部を修正いたします。</p> <p>新たな観測結果による河川整備計画等の点検・見直しを行いながら、河川堤防の整備を着実に実施します。また、令和元年東日本台風を踏まえ、様々な主体がハード・ソフトの両面で流域全体での総合的な防災減災対策を実施していきます。</p> <p>最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域の見直しや水災害情報図の作成等および防災セミナーの実施により、県民の危機管理意識の向上を図ります。</p> <p>河川に整備された雨量及び水位等のテレメータシステム、河川情報提供システム等の維持管理を行います。また、ライブカメラにより河川・海岸のリアルタイム映像を公開し、県民の避難や防災意識に役立てます。</p> <p>十全な洪水調節機能の発揮を図るため、貯水施設管理設備の改修や排砂工を行い、河川の洪水による人的被害や資産、農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止します。</p>	90	河川計画課、河川整備課、農村基盤整備課
14	川越清樹(水資源)	p82, 13行	<p>「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域内(農林水産省所管)において、地すべり防止工事を実施し、農地、農業用施設並びに民家や公共施設等の被害を除去または軽減します。(※農村基盤整備課)</p> <p>山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植林、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を進めます。(※森林保全課)</p> <p>頻発する土砂災害について、砂防関係施設のハード整備を着実に推進していくことに加えて、土砂災害警戒情報の的確な発令や土砂災害警戒区域等の指定や見直し、その他県民の危機管理意識の向上を図る活動など、ハード・ソフト両面から対策を推進します。(※砂防課)</p>	<p>(以下、修正案文)</p> <p>山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた砂防、治山ダム工、土留工等の施設の整備や植林、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の整備を進めて、山地災害のリスク軽減に関する適応策を事前に講じることに努めます。</p> <p>また、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域内において、地すべり防止工事を実施し、農地、農業用施設並びに民家や公共施設等の被害を除去または軽減します。頻発する土砂災害について、砂防関係施設のハード整備を着実に推進していくことその他、被災の危惧される山地に接する地点での対策を進めていかなければなりません。土砂災害警戒情報の的確な発令や土砂災害警戒区域等の指定や見直し、その他県民の危機管理意識の向上を図る活動などのリスクを回避させるためのソフト対策整備も推進し、ハードとソフトの対策が融合して山地災害防御に機能できる体制を整備します。</p>	(※その他の意見) 地滑り防止区域の対策は、なぜ農林水産省所管のみなのか？	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植林、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の整備を進めるとともに、山地災害のリスク軽減に関する適応策を事前に講じることに努めます。</p> <p>また、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域内において、地すべり防止工事を実施し、農地、農業用施設並びに民家や公共施設等の被害を除去または軽減します。</p> <p>頻発する土砂災害について、砂防関係施設のハード整備を着実に推進していくことに加えて、土砂災害警戒情報の的確な発令や土砂災害警戒区域等の指定や見直し、その他県民の危機管理意識の向上を図る活動など、ハード・ソフト両面から対策を推進します。</p>	92	農村基盤整備課、森林保全課、砂防課
15	佐藤理夫(再生可能エネルギー)	p28「第3章」ほか全般		<p>「大幅な温室効果ガス排出抑制は、今までの延長では不可能」。</p> <p>省エネ(節約のニュアンスが強い)だけでなく、エネルギー源の転換・製造方法(サービス提供内容)の転換が必要です。</p> <p>エネルギー使用実績を原油換算だけでなく、二酸化炭素排出でも整理し、排出が少ないエネルギー源に転換していく方向を示す(支援する)必要があると考えます。</p>		<p>・御意見を踏まえ、省エネのみではなく利用するエネルギー源の転換に関する内容を以下のとおり追記いたします。</p> <p>第3章、(2)基本姿勢、【基本姿勢①】 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底、3行目以降 「温室効果ガスを出さないエネルギー利用への転換と併せて、省エネルギー対策を徹底することが不可欠になっています。」</p> <p>・2019年度以降の温室効果ガス排出量算定に当たり、エネルギー種類別CO2排出量についても整理する方向で検討いたします。</p>	29	環境共生課

番号	委員名 (担当分野) ※50音順敬称略	次期計画(素案)に関する意見				対応		
		該当ページ、 行数	次期計画(素案)の本文	意見	意見の理由	内容	計画(案)における ページ番号	担当課室
16	佐藤理夫(再生 可能エネルギー)	p42、33行	④ 企業の物流効率化の促進 環境に配慮した物流施策を促進し(※地域政策課)、航空貨物輸送においては、成田空港等の他空港を利用している県内企業等が福島空港を利用することで、陸上輸送距離が短縮され、環境負荷の軽減につながることから、県内企業訪問等を通じて福島空港の利用を促進します。(※空港交流課)	「運輸部門の取り組み:物流の変革が必要!」 福島空港の利用促進が書かれていました。これを書くな ら、長距離貨物輸送の鉄道(船舶も)シフト推進なども書か ないとバランスが悪いと感じました。 物流にどれだけエネルギーとコストをかけていいのか、全 国的な議論が必要だと思っています。		御意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。なお、鉄道・船舶に関する対策は国等の議論を注視してまいります。 航空貨物輸送において、成田空港等の他空港を利用している県内企業等が福島空港を利用することで、陸上輸送距離が短縮され、環境負荷の軽減につながることから、県内企業訪問等を通じて福島空港の利用を促進する等、環境に配慮した物流施策を促進します。	46	地域政策課、空 港交流課
17	佐藤理夫(再生 可能エネルギー)	p42、4行	① 商工業分野におけるカーボンニュートラルの推進 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、産学官金が連携を図りながら、中小企業が行う脱炭素化に向けた取組を支援するとともに、再生可能エネルギーや水素などの未来の新エネルギーを活用した、工場等のカーボンニュートラルのモデル創出を推進します。	「(再エネ事業の推進だけでなく)脱炭素化に取り組む産業で日本をリード」 産業界(運輸含む)での排出量が大きいので、「これを全国に先駆けて低炭素化・脱炭素化していく」という姿勢を『国に対して(も)』強くアピールすることが必要と思います。		産業部門におけるカーボンニュートラル化につきましては、国に対して、あらゆる機会を通じて十分な支援策を講じるよう強くアピールしていくとともに、本県としても、産学官金が連携を図りながら推進してまいります。 また、ご意見を踏まえ、下記のとおり一部修正いたします。 (2)産業、民生部門 ①産業部門におけるカーボンニュートラルの推進 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、化石資源から未来の新エネルギーへの転換に向けた技術開発や、中小企業が行う脱炭素化に向けた取組、RE100工場など産業部門の脱炭素化モデル創出など、地域の実情に応じた、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を産学官金が連携を図りながら推進します。	45	次世代産業課
18	佐藤理夫(再生 可能エネルギー)	p42、4行	*p42「① 商工業分野におけるカーボンニュートラルの推進」(※次世代産業課)	「設備の脱炭素化はスピード勝負」 エネルギー関連機器は寿命が長いです。もし重油ボイラーを導入したなら、2030年・2040年にもCO2を排出し続けます。 2022年に設備導入(更新)するものが官民間問わず低炭素型となるような、強力な施策が必要となるでしょう。強かに支援するためにも、国にも強くアピールして、財政を豊かにしておく必要があるでしょう。		産業部門におけるカーボンニュートラル化につきましては、国に対して、あらゆる機会を通じて十分な支援策を講じるよう強くアピールしていくとともに、本県としても、産学官金が連携を図りながら推進してまいります。 また、ご意見を踏まえ、記載を一部修正いたします。 (2)産業、民生部門 ①産業部門におけるカーボンニュートラルの推進 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、化石資源から未来の新エネルギーへの転換に向けた技術開発や、中小企業が行う脱炭素化に向けた取組、RE100工場など産業部門の脱炭素化モデル創出など、地域の実情に応じた、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を産学官金が連携を図りながら推進します。	45	次世代産業課

番号	委員名 (担当分野) ※50音順敬称略	次期計画(素案)に関する意見				対応		
		該当ページ、 行数	次期計画(素案)の本文	意見	意見の理由	内容	計画(案)における ページ番号	担当課室
19	佐藤理夫(再生 可能エネルギー)	参考資料p1	温室効果ガスの推計の考え方について	「排出量推定方法に注意を」 様々の数値を「国全体の数値より推定」しています。県民・事業者の努力が削減量に直結(反映)しない場合が多そうなので、実績値と連動したような(推定方法と合致しない)説明とならないような注意が必要と思います。 とはいえ、排出削減の方向である行動のモチベーションは高くしなければいけないので、バランスが難しいです。 例: 自家用車 あまり反映しない: エコドライブ・燃費の良い車に買い替え・走行距離の増減 直結: 保有台数の削減		温室効果ガス排出量の推計は、令和3年3月に環境省が策定した「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル 算定手法編」に基づき実施しております。		環境共生課
20	竹内実委員(産 業)	p42の3行以 降、検討会 「参考資料1」 のp3	・p42の3行以降 (2)産業、民生業務部門 ①商工業分野におけるカーボンニュートラルの推進 ② 特に規模の大きな商業施設における取組の促進	産業、民生業務部門の箇所について、①、②の内容となっていますが、 例えば、省エネルギー推進→電化・燃料転換の推進→再生エネルギー・水素の導入、などのような順序になると考えますがいかがでしょうか。 上記の内容は、「参考資料1」の3ページの「施策の柱」にも関連します。 ここでは、①県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底、②再生可能エネルギー等の最大限活用、の2点を記載されていますが、省エネルギー推進→再生エネルギー活用に加えて、電化・燃料転換の視点も入れた方が良いように感じています。		御意見を踏まえ、省エネのみではなく利用するエネルギー源の転換に関する内容を以下のとおり追記いたします。 第3章、(2)基本姿勢、【基本姿勢①】 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底、3行目以降 「温室効果ガスを出さないエネルギー利用への転換と併せて、省エネルギー対策を徹底することが不可欠になっています。」	29	環境共生課
21	田崎由子(民生 家庭)			「福島県2050カーボンニュートラル」宣言をしたことを踏まえ、今のライフスタイルを見直し、推進計画を実行するため取り組む事が大切です。 このことを構成団体みんなで共有し日々の暮らしの中に取り入れていきたいと思いました。 このことから11月27日の環境イベントは成功させなくてはなりません。私もイベントで何かできないかと思っています。		御意見ありがとうございます。地球温暖化対策に関する県内の機運醸成を図るため、今後もイベント等を通じて、「このようなこと(緩和策と適応策)」に取り組んでいただきたい」という具体的な例を示し、実践に繋がるよう取り組んで参ります。		環境共生課
22	戸川卓哉(適 応策)	p71、24行	②緩和策と一体となった適応策の推進	適応策と緩和策を繋げる視点や適応策の成果をモニタリングする視点、気候変動の状況を新たな適応策の検討にフィードバックするという視点も今後必要になる。		御意見の内容は重要な視点であり、次期計画(素案)の第5章、「全体的な取組」において、「②緩和策と一体となった適応策の推進」として記載しております。 第6章「計画の推進体制及び進行管理」に記載のとおり、本計画を着実に推進し実効性あるものとするため、数値目標等により施策の進捗を管理するとともに、温室効果ガスの排出状況・計画の進捗状況を評価することにより、必要な対策・施策の見直しして今後の施策に繋げてまいります。		環境共生課
23	藤田杜(緩和策 全般)	p4、、4行		地球温暖化対策が、経済と社会の好循環に繋がる、地方創生に繋がる等の内容を適切な箇所に挿入してほしい。		御意見を踏まえ、第1章 計画策定の背景、1 計画策定の背景 の末尾に以下を追加いたします。 また、地球温暖化対策の展開に当たっては、SDGsや地域循環共生圏の考え方を取り入れ、本県の文化、風土、組織、コミュニティ、エネルギー等の様々な地域資源、地域活力を持続可能な形で最大限活用して、環境・経済・社会の統合的な向上を目指します。	4	環境共生課

番号	委員名 (担当分野) ※50音順敬称略	次期計画(素案)に関する意見				対応		
		該当ページ、 行数	次期計画(素案)の本文	意見	意見の理由	内容	計画(案)における ページ番号	担当課室
24	藤田壮(緩和策全般)	p45、37行	③ 導入拡大に向けた送電網の増強 送電ルートがなく再生可能エネルギーの導入が困難な阿武隈地域・沿岸部において、福島新エネ社会構想に基づき、国や事業者と連携して、共用送電線を新設し、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。	・再生可能エネルギーであれば、今後FIT制度はなくなり、FIP制度やノンファーム型接続という送電系統に負担をかけない仕組みが検討されている。 ・最近自己託送という取組が進んでおり、例えば、福島で作った再生電力を東京の事業所で自家消費するもの。このような事例は東京の200キロ圏内では増えているので、このような施策を福島で増やしていく等、先導的な取組についても次期計画で触れることが必要ではないか。		(対応方針) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 ③ 導入拡大に向けた送電網の増強等 送電ルートがなく再生可能エネルギーの導入が困難な阿武隈地域・沿岸部において、福島新エネ社会構想に基づき、国や事業者と連携して、共用送電線を新設する他、地産地消や自家消費の取組を進めるなど、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。 なお、福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021(2021年12月改定予定)において、再生可能エネルギーの導入推進とともに、新たな取り組みの柱として、持続可能なエネルギー社会の構築を掲げ、ご指摘いただいた内容についても、「PPA」「自己託送」「FIT・FIPに頼らない自立的な普及」「系統の有効活用」「産地価値・環境価値の見える化」として各項目毎に、推進していくことを記載しています。	50	エネルギー課
25	安村誠司(健康)	p82、32行以降	(1)熱中症 ア 影響 県内の熱中症搬送者数は、増減はあるものの増加傾向にあります。21世紀末には本県の年平均気温が約4.5℃上昇するとの予測(福島県地方気象台、福島県の21世紀末の気候)があることや、新型コロナウイルス感染症予防のための夏のマスク着用など、今後も更に熱中症が起こりやすい環境下にあり、発症リスクが高まる恐れがあります。「福島県の気候変動と影響の予測」においても、人間が気温上昇に対し適応しなかった場合、熱ストレスによる死亡数が増加すると予測されています。 イ 適応策 県民が熱中症予防行動に取り組むことができるよう、新型コロナウイルス感染症予防のための新たな生活様式も踏まえた熱中症予防策や注意情報について、テレビやラジオ等の広報やホームページを活用し、正しい知識の周知を図ります。	「V 健康」では、「1 暑熱」の中に、「(1)熱中症」のみの記載となっておりますが、以下の内容を可能であれば、加筆頂ければ幸いです。 ア 影響 ・近年、学校において熱中症事故は毎年5,000件程度発生(独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度による医療費を支給した件数)している。体育の授業ばかりでなく、教室内での熱中症の発生も無視できない。…(←概略です。) ・また、職場での熱中症による死者数、及び4日以上休業した業務上疾病者の数を見ると、平成22年には合わせて656人と最多であり、その後も400~500人台で推移しています。…(←概略です) イ 対応策 ・学校における熱中症対策としては、環境省・文部科学省から「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」が示されているが、対策の充実が急務である。 ・職場における熱中症対策としては、厚生労働省から、「職場における熱中症予防対策マニュアル」が示されているが、対策の更なる充実が求められる。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 (1)熱中症 ア 影響 県内の熱中症搬送者数は、増減はあるものの増加傾向にあります。屋外における熱中症事故はもとより、屋内においても発生しており、学校や職場でも対応が求められています。 21世紀には本県の年平均気温が約4.5℃上昇するとの予測(福島県地方気象台、福島県の21世紀末の気候)があることや、新型コロナウイルス感染症予防のための夏のマスク着用など、今後も更に熱中症が起こりやすい環境下にあり、発症リスクが高まる恐れがあります。「福島県の気候変動と影響の予測」においても、人間が気温上昇に対し適応しなかった場合、熱ストレスによる死亡数が増加すると予測されています。 イ 適応策 県民が、熱中症予防行動に取り組むことができるよう、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症予防のための新たな生活様式も踏まえた熱中症予防策や注意情報について、テレビやラジオ等の広報やホームページを活用した正しい知識の普及を図ります。 また、学校においては、環境省・文部科学省から「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」が示されており、これに基づいた対応に努めます。 公共施設や商店などで冷房等を共有する「クールシェア」の推進により、熱中症の防止と省エネを両立します。	93	健康づくり推進課、健康教育課
26	渡邊明(温暖化全般)	p8、6行	現在、地球の平均気温は14℃前後ですが、	2020年の地球の平均温度は14.88℃(NASA,NOAA2021年1月15日発表)なので「15℃前後」に修正		御意見のとおり修正いたします。	8	環境共生課
27	渡邊明(温暖化全般)	p8、7行	温室効果ガスがなければマイナス19℃程度になります。	マイナス19℃→マイナス18℃		御意見のとおり修正いたします。	8	環境共生課
28	渡邊明(温暖化全般)	p11、19行	県内においても、「東北地方の気候の変化」(2016年(平成28年)12月、仙台管区気象台)によると、…。	福島のデータを挿入「福島(福島地方気象台)では1980年から2020年までに100年あたり1.5℃上昇しました。また最高気温が30℃を超える真夏日は100年あたり8.8日増加し、35℃を超える猛暑日は100年あたり6.3日増加しています。」		御意見の内容を追記いたします。	11	環境共生課
29	渡邊明(温暖化全般)	p11、36行	また、日降水量100mm以上の年間日数は、1901~2020年の120年間で増加している一方、降水日数(日降水量1.0mm以上)は減少しています。(気候変動監視レポート2020 気象庁)	福島の降水データの挿入「福島では同期間に50mm以上の日数は100年あたり1.0日増加し、100mm以上の日数は1901年から2020年の期間で100年で0.23日増加の傾向を有している。」		御意見の内容を追記いたします。	11	環境共生課

番号	委員名 (担当分野) ※50音順敬称略	次期計画(素案)に関する意見				対応		
		該当ページ、 行数	次期計画(素案)の本文	意見	意見の理由	内容	計画(案)における ページ番号	担当課室
30	渡邊明(温暖化全般)	p16の表2-2		福島県の温対計画策定時の削減目標を数値で入れる。 (1999年策定:90年比で2010年度に▲8%、2013年度改定:90年比で2020年度▲10~15%、2040年度▲80%、2017年度改定:2013年度比で2020年度▲25%、2030年度▲45%)		表2-2に下記の内容を追記いたします。 1999年策定:1990年比で2010年度に▲8%、2013年度改定:1990年比で2020年度▲10~15%、2040年度▲80%、2017年度改定:2013年度比で2020年度▲25%、2030年度▲45%	16,17	環境共生課
31	渡邊明(温暖化全般)	p21,3行	なお、その他の対象ガスであるメタン、一酸化二窒素及び代替フロン等4ガス類については、全体の排出量で分析しています。	全体の排出量で分析している→「全国的な消費量から世帯数に応じた排出量として算出している。」		メタン、N2Oについては、全国比按分ではなく本県の活動量(農作物の作付面積等)を元に算出、代替フロン4ガスについては全国比按分で算出しております。 御指摘の箇所については、「なお、その他の対象ガスであるメタン、一酸化二窒素及び代替フロン等4ガス類については、部門別ではなく全体の排出量について分析しています。」と修正いたします。	21	環境共生課
32	渡邊明(温暖化全般)	p26、29行	全国的に排出量が増加していることから、本件も同様の傾向となっています。	全国の排出量から世帯割で算出しているため同様な傾向を示しています。		御意見を踏まえ以下のとおり修正いたします。 「本県の排出量は、全国の排出量から、全国と本県の世帯数比率をもとに算出しているため、全国と同様の傾向となっています。」	26	環境共生課
33	渡邊明(温暖化全般)	p29、2行	あらゆる分野での省エネルギー対策を徹底する必要があります。	温室効果ガスを出さないエネルギー利用への転換と併せて、省エネルギー対策を徹底することが不可欠になっています。		御意見のとおり修正いたします。	29	環境共生課
34	渡邊明(温暖化全般)	p29、18行	そして持続可能なエネルギー社会や水素社会の実現に向けた取り組みを進めること等により、	浜中会津の気候特性を活用し、地域循環型の共生圏として持続可能なエネルギー社会や温室効果ガスを出さない水素社会へのエネルギー転換などの実現に向けて取り組みを進めること等により、		御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 引き続き、本県の豊かな自然特性を活かした再生可能エネルギーの更なる導入拡大、温室効果ガスを出さない水素エネルギーの普及拡大に取り組むこととともに、エネルギーの地産地消や自家消費の推進など、持続可能なエネルギー社会の構築に向け取り組むことにより、エネルギー分野から本県の復興と地球温暖化対策を相乗的に推進していきます。	29	エネルギー課
35	渡邊明(温暖化全般)	p29、35行	本県の年平均気温は100年あたり約1.5℃(1890~2019年)上昇している	「約1.5度(1890~2020年)上昇」に修正。		御意見のとおり修正いたします。	30	環境共生課
36	渡邊明(温暖化全般)	p30の図		図中適応策の主な取り組み 例示であっても農業と水害だけではなく、水資源、土砂災害、斜面崩壊、熱中症、感染症対策等も挿入		御意見を踏まえ修正いたします。	30	環境共生課
37	渡邊明(温暖化全般)	p32、7行	製造工程の省エネルギー対策、	「製造工程のエネルギー転換や省エネルギー対策」に修正。		御意見のとおり修正いたします。	32	環境共生課
38	渡邊明(温暖化全般)	p32、15行	省エネルギーによるエネルギー使用量削減や	「温室効果ガスを出さないエネルギーの使用や省エネルギー」に修正。 ※省エネルギーによるエネルギー使用量削減は表現として重複。		御意見のとおり修正いたします。	32	環境共生課
39	渡邊明(温暖化全般)	p33、10行	省エネルギー、再生可能エネルギー・水素等の分野における技術革新	「省エネルギー、再生可能エネルギー、水素等温室効果ガスを出さないエネルギー転換等の技術革新」に修正。		御意見のとおり修正いたします。	33,34	環境共生課
40	渡邊明(温暖化全般)	p35、15行	・環境配慮型建築物、省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の積極的導入	「水素など温室効果ガスの排出しないエネルギーの利用、省エネ製品の選択・活用、食品ロス削減、エコ運転」を追加。		御意見を踏まえ、項目を追加いたします。	36	環境共生課
41	渡邊明(温暖化全般)	p35、25行	・環境と経済に配慮したビジネススタイルの実践	「水素など温室効果ガスの排出しないエネルギーの利用、リモートワーク、エコ運転」		御意見を踏まえ、項目を追加いたします。	36	環境共生課
42	渡邊明(温暖化全般)	p45、23行	水素の利活用拡大	温室効果ガスを出さない水素などへのエネルギー転換を最大限活用・・・(注:水素=再エネではない)		将来的な「再エネ由来水素」の導入に向け取り組んで行く趣旨のもと、以下のとおり修正いたします。 再生可能エネルギーを最大限活用するとともに、熱利用等でのエネルギー転換の取組を進めるため、水素の利活用拡大を進めていきます。	49	エネルギー課

番号	委員名 (担当分野) ※50音順敬称略	次期計画(素案)に関する意見				対応		
		該当ページ、 行数	次期計画(素案)の本文	意見	意見の理由	内容	計画(案)における ページ番号	担当課室
43	渡邊明(温暖化 全般)	p54、21行	④ 環境に関する情報収集・提供の推進	温対センターにおける情報提供の強化を挿入		御意見を踏まえ、以下の文章を追記いたします。 「また、改正地球温暖化対策推進法に基づき、福島県地球温暖化防止活動推進センターにおける事業者向けの啓発・広報活動を強化します。」	61	環境共生課
44	渡邊明(温暖化 全般)	全般		全体的にSDGsおよび地域循環共生圏の考え方が含まれていませんので、随所に盛り込んでいただければと存じます。		御意見を踏まえ、次期計画(案)のとおり修正いたします。	全般	環境共生課